



教企第 1160 号  
令和6年7月4日

各県立学校長 殿

教職員企画課長

夏季休業期間中における熱中症対策としての部活動等の活動時間に伴う  
教育職員の勤務時間の割振りについて（通知）

標記のことについて、平成17年3月18日付け職第699号教職員課長通知「学校行事等における教育職員の勤務時間の割振りについて（通知）」に基づき、次のとおり取扱いを認めることとしたので通知します。

ついては、教育職員の健康保持及び勤務時間の適正管理に留意していただきますようお願いいたします。

1 該当業務

- (1) 神奈川県高等学校体育連盟主催大会の平日夕方開催に関する業務
- (2) 夏季休業期間中の猛暑時間帯を避けた部活動に関する業務

2 承認する勤務時間の割振り

上記1(1)(2)の業務に従事する職員について、1日の勤務時間を7時間45分としたまま、それぞれ次のとおり勤務時間を割り振ることができるものとする。

- (1) 神奈川県高等学校体育連盟主催大会の平日夕方開催に関する業務

勤務開始時刻及び終了時刻を、基本的な勤務時間における勤務開始時刻及び終了時刻の最大4時間後まで繰り下げる勤務時間を割り振ることができるものとする。

- (2) 夏季休業期間中の猛暑時間帯を避けた部活動に関する業務

勤務開始時刻及び終了時刻を、基本的な勤務時間における勤務開始時刻及び終了時刻の最大1時間半前まで繰り上げ、又は最大2時間後まで繰り下げる勤務時間を割り振ることができるものとする。

3 事務手続き

「学校行事等における教育職員の勤務時間の割振りについて（平成17年3月18日付け職第699号教職員課長通知）」の「4 勤務時間の割振りを行うための要件」並びに同「5 具体的な勤務時間の割振り（1）ずれ勤務における勤務時間の割振り」に準じて行うこととする。

#### 4 留意事項

- (1) 割り振った勤務時間の終業時刻に勤務が終えられるよう、職員の勤務時間管理を適切に行うこと。
- (2) 児童・生徒の引率等に係る業務について勤務時間の繰り下げを行う場合は、児童・生徒の帰宅時間に配慮すること。

問合せ先  
企画労務グループ 森  
内線 8138